

## 契 約 書

件名 クラリベイト・アナリティクス社 Web of Science 一式 (内訳は別紙のとおり)

代金額 金 \_\_\_\_\_ 円也

(内訳) 電子リソースの利用料金 \_\_\_\_\_ 円(消費税別・リバースチャージ対象)

手数料 \_\_\_\_\_ 円 (うち消費税及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_ 円)

上記の代金額のうち消費税及び消費税の額とは、消費税法及び地方税法の規定より課される消費税及び地方税に相当する金額で、代金額のうち手数料額に 110 分の 10 を乗じて得た金額である。

発注者 公立大学法人 国際教養大学 理事長 モンテ・カセム (以下「甲」という。) と

受注者 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) との間において、上記の件名について、上記の代金額で次の条項により契約を締結するものとする。

第 1 条 Web of Science (以下「本件データベース」という。) の利用に際しては、本件データベース提供者が定めた利用規約等に従うものとする。

第 2 条 乙は、別紙内訳書に基づき、甲に対して本件データベースを利用させるものとし、甲はその対価として上記代金額を支払うものとする。

第 3 条 契約期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

第 4 条 代金は全額前払いするものとし、令和 4 年 4 月 1 日以降、甲が乙の適正な請求書を受取した日の翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振込の方法により支払うものとする。

第 5 条 代金の請求書は、国際教養大学 学修支援室 学修支援チームに送付するものとする。

第 6 条 本契約は事業者向け電気通信利用役務の提供に該当し、リバースチャージ方式による消費税等の申告・納付の対象となる。

第 7 条

- 1 乙は甲が本件データベースの利用にあたり、本件データベース提供者と連携して、本製品が継続的に滞りなく運用されるように努めるものとする。
- 2 乙は甲の責めによらない障害によって本件データベースの提供を一時的に中断する場合には、甲に、その旨を事前もしくは障害発生時に乙が気づいた後に速やかに通知することとする。
- 3 本条第 2 項の場合には、乙は本件データベース提供者と連携し、甲によって承認された最善の措置を講じて障害の回復を行う。
- 4 乙は、1 から 3 項の責任を除いて、法律上の請求の原因の如何を問わず、本件

データベースの利用又は利用不能から生じるいかなる損害（逸失利益の損失、事業の中断、及び第三者からの損害賠償請求に基づく甲の損害を含むがこれに限定されない。）に関して一切責任を負わないものとする。但し、甲の損害が乙の故意又は重過失による行為に基づく場合には乙の賠償責任は免責されないものとする。

- 5 本件データベースの利用のために甲が使用するハードウェア及び LAN 等は甲の責任において管理されるものとし、乙は、当該ハードウェア及び LAN 等のトラブル又は通信回線上的問題その他乙の責に帰すことのできない理由から生じたいかなる障害に関して一切責任を負わないものとする。

第 8 条 甲及び乙は、相手側の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承し、又は担保に供してはならない。

第 9 条 甲及び乙は、本契約の有効期間中はもとより本契約終了後も、本契約の内容及び本契約の履行に関して知り得た相手方の業務上又は技術上の機密情報を、第三者に開示または漏洩しないものとする。但し、乙は、本契約遂行上必要な限度で甲に関する情報を本件データベース提供者に対し提供することができるものとする。

第 10 条 甲又は乙は、本契約に定める義務及び責任を相手方が履行しなかった場合は、相当な機関を定めて催告し、それでも履行されなかったときは、直ちに本契約を解除することができるものとする。但し、この契約解除は第 11 条に定める損害賠償の請求を妨げないものとする。

第 11 条 甲又は乙が、本契約の各条項に違反し、相手方に損害を被らせたときは、当該損害の賠償をするものとする。但し、乙の責任範囲は第 7 条に定める範囲とする。

第 12 条 代金の変更、又はその他の事情により本契約条項に変更が生じた場合には、乙は、甲に対して書面により速やかに通知するものとし、甲・乙は協議するものとする。

第 13 条 契約保証金は、免除する。

第 14 条

- 1 この契約について、甲乙間に紛争が生じたときは、双方の協議により誠意をもって円満に解決するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

第 15 条 この契約に関する訴えの管轄は、国際教養大学の所在地を管轄区域とする秋田地方裁判所を第一審の所轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は2通作成し、双方で各1通所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱 193 番地 2  
公立大学法人国際教養大学  
理事長 モンテ・カセム

乙 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

## 内訳書

### Web of Science 一式

- Web of Science Core Collection
  - Science Citation Index Expanded (1980 年～)
  - Social Science Citation Index (1980 年～)
  - Arts & Humanities Citation Index (1980 年～)
  - Emerging Sources Citation Index (2017 年～)
  - Book Citation Index (2005 年～)
  - Conference Proceedings Citation Index-Science (1990 年～)
  - Conference Proceedings Citation Index-Social Science (1990 年～)
- InCites Journal & Highly Cited Data (1997 年～)